

新・相模原市総合計画 前期実施計画について

◆ はじめに

「新・相模原市総合計画」実施計画については、平成21年10月の段階で、政権交代による国の税財政制度などの変更状況が明らかでないことや、景気回復の度合いが不透明であるなど、計画策定にあたっての流動要因が大きいことから、平成22年度からの実施計画の策定を見送ったところです。

平成23年度以降の実施計画のあり方については、経済情勢や地方税財政制度の動向などを見極めた上で、判断することとしていましたが、現在も一部に不透明な状況はあるものの、総合計画の着実な推進のため、現時点における状況を踏まえ、実施計画を策定するものです。

1 計画の構成と期間

総合計画の構成		計画期間
基本構想	基本理念	おおむね20年後を目標
	都市像	
	基本目標	
	政策の基本方向	
	基本構想の推進に向けて	
基本計画	重点プロジェクト	平成22年度 ～平成31年度 (10年間)
	施策分野別的基本計画	
	地域づくりの基本計画	
	基本計画の推進に向けて	
実施計画	基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画 ※ 平成23年度～平成25年度（3か年）	

【総合計画とは…】

将来の相模原市をどのようなまちにしていくのかを示す、まちづくりの指針となるもので、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されます。

2 計画策定の留意点

(1) 社会経済情勢と財政見通し

平成20年（2008年）秋のリーマンショック以降、急速な悪化を続けてきた日本経済は、一部に回復のきざしは見られるものの、雇用情勢の悪化懸念は依然として残るなど、本格的な回復に時間がかかっていることから、歳入の根幹をなす市税収入は、今後しばらくの間、大幅な回復を見込むことが困難です。

さらに、高齢化の進展や低所得世帯の増加などに伴い、扶助費の増加が見込まれるなど、歳入が減少する一方で、義務的経費は引き続き増加することが見込まれ、厳しい財政環境が続くことが確実です。

このため、政策的事業のみならず、経常的事業も例外なく見直しを行うとともに、真に必要な事業の精査を十分に行い、財政状況に応じた計画づくりを行う必要があります。

(2) 政令指定都市としての新たなまちづくり

政令指定都市に移行した今、人や企業に選ばれる都市を目指すため、先進的な施策や広域拠点性の向上につながる取り組みを積極的に展開する必要があります。

また、政令指定都市への移行に伴い、国県道の管理や児童相談所の運営など、県から移管された事務事業については、円滑な執行に努めるとともに、市へ移管したことによる効率性、スピード感などのメリットを市民が実感できるよう、市の既存事業との効果的な連携を深め、推進する必要があります。

さらに、区制の施行によるメリットを十分活用し、市民に身近な行政サービスを提供するとともに、区の個性や特徴を生かしたまちづくりに市民と協働して積極的に取り組む必要があります。

このため、計画の策定にあたっては、政令指定都市移行のメリットを最大限に生かせるよう配慮します。

(3) 成果指標と進行管理

「新・相模原市総合計画」には、総合計画としては初めて成果指標を導入しました。

成果指標を導入した目的は、行政が実施している施策や事務事業について、成果指標を用いて有効性、効率性、必要性等を評価することであり、住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かす、いわゆる*PDCAサイクルを確立することにあります。

このため、これまで行ってきた本市の行政評価手法をベースとした新たな進行管理の仕組みを構築します。

3 対象事業（基本的な掲載基準）

本計画に掲載した事業は、次の基準に該当する事業のうち、事業期間が、平成23年度から25年度までの3か年に該当する事業です。

- (1) 新・相模原市総合計画に掲げる「重点プロジェクト」に該当する事業
- (2) 新・相模原市総合計画施策分野別の基本計画に掲げる「主な事業」に該当する事業
- (3) その他、市長が特に認める事業
 - ア 市民ニーズが高く、計画期間内に実施することで市民ニーズに的確に応えられる事業
 - イ 政令指定都市移行に伴う移譲事務等で、組織体制や施設の整備など今後具体的な事業展開を行うもの
 - ウ 区制の施行に伴う個性豊かな区づくりに寄与する事業
 - エ 施設の大規模改修 など

※施策ごとの想定事業費について

今回策定した実施計画には、50の施策ごとに計画期間内の想定事業費を示していますが、事業費は計画策定時点において積算したものであり、毎年の予算編成において精査していきます。